

令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立岩泉高等学校

校長名 岩 淵 雅 明

1 活動の方針

- (1) 基本理念である「文武両道」のもと、部活動をとおして技術や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養し、健やかな心身を育成する。
- (2) 伝統ある活動の魅力を、活動をとおして校外に伝えるとともに、家庭や地域と連携を深め、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 部活動をとおして主体性を育み、スポーツ・文化活動の充実感を深く味わうことで、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を醸成する。
- (4) 発達の個人差、女子の成長期の状況等、スポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニングの導入、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- (5) 加入については任意とするが、教育的価値を鑑み部活動を推奨する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週2日（平日1日＋日曜日）以上の休養日を設定する。どの日に設定するかは各部の判断による。
- (2) 大会等のため、設定した休養日に活動する場合は、代替日を確保する。
- (3) 活動時間は生徒の健康面やバランスのとれた生活に配慮し、適切な時間とする。

3 活動のきまり

- (1) 定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。ただし、考査期間中から考査終了後2週間以内の間に大会等がある場合は、特別活動許可願いの決裁を受ける。
- (2) 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検をする。
- (4) 寒暖や熱中症指数等の健康指標に配慮し、無理のない練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、練習環境の保全と整備をする。
- (5) 活動時に怪我や事故等が生じた場合、速やかに管理職や他の職員と連絡を取りあって生徒の処置や対応、外部への連絡・要請を行う。
- (6) 地震や豪雨などの自然災害や、不審者侵入などの危機が生じた場合は、危機管理マニュアルに沿って速やかに生徒の安全を確保する。
- (7) 顧問をはじめとする指導者は、いかなる理由があっても、体罰や暴言等がない指導に徹する。

4 その他

上記以外の事項については、校長が決定する。